

○白井市水道事業給水条例

平成10年3月6日

条例第4号

改正 平成10年12月16日条例第19号

平成12年3月9日条例第26号

平成12年12月22日条例第37号

平成15年3月12日条例第19号

平成17年9月28日条例第32号

平成24年12月28日条例第36号

平成25年12月24日条例第29号

平成31年3月29日条例第2号

令和元年10月1日条例第7号

(未施行)

令和元年10月1日条例第13号

(一部未施行)

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第4条—第10条）

第3章 給水（第11条—第20条）

第3章の2 貯水槽水道（第20条の2・第20条の3）

第4章 料金、手数料及び給水申込納付金（第21条—第30条）

第5章 管理（第31条—第36条）

第6章 補則（第37条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、白井市水道事業の設置等に関する条例（昭和59年条例第5号）により市が設置する水道事業の給水に関し必要な事項を定めるものとする。

（給水装置の定義）

第2条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第3条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込)

第4条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の費用負担)

第5条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第6条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により市長が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができ

る。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条 市長は、災害等における給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

(工事費の算出方法)

第8条 市長が、施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

(1) 材料費

(2) 運搬費

(3) 労力費

(4) 道路復旧費

(5) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

(工事費の予納)

第9条 市長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、市長が、その必要がないと認めた工事については、この限りではない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に清算する。

(給水装置の変更等の工事)

第10条 市長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第11条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても市は、その責を負わない。

(給水契約の申込み)

第12条 水道を使用しようとする者は、市長が定めるところにより、あらかじめ、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第13条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、又は市長において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する者を代理人に選定し、市長に届け出なければならない。

(管理人の選定)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他市長が必要と認めた者

2 市長は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第15条 市長は、使用水量を計量するため給水装置に市の水道メ

ーター（以下「メーター」という。）を設置するものとする。ただし、市長が、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 市長は、使用水量を計量するため特に必要があると認めるときは、受水槽に接続する装置にメーターを設置することができる。

3 前2項に規定するメーターの位置は、市長が定める。
（メーターの貸与）

第16条 水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）は、前条の規定により設置されたメーターを善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 水道利用者等が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又は毀損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

（一部改正〔平成24年条例36号〕）

（水道の利用中止、変更等の届出）

第17条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

(1) 水道の利用をやめるとき。

(2) 私設消火栓を消防演習のために使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 代理人及び管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

（私設消火栓の利用）

第18条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、市長の指定する市職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第19条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第20条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第3章の2 貯水槽水道

(市の責任)

第20条の2 市長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下この章において同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責任)

第20条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。第3項において同じ。）の設置者は、法第34条の2に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理

の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(一部改正〔平成24年条例36号〕)

第4章 料金、手数料及び給水申込納付金

(料金の支払義務)

第21条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を利用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第22条 料金は、1月について別表第1に掲げる額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(料金の算定)

第23条 料金は、毎月、市長が定める定例日にメーターの点検を行い、その計量した使用水量をもってその日の属する月分の料金を算定するものとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、メーターの点検を隔月にし、その計量した使用水量をもってその日の属する月分及びその前月分の料金を算定することができる。この場合において、各月の使用水量は等量とみなし、1月分の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、この端数をいずれか一方の月の使用水量に加えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、市長は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量の認定)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量を認定する。

- (1) メーターが設置されていないとき。
- (2) メーターに異常があったとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。

2 前項の使用水量の認定は、前6月以内又は前年同時期の使用水

量その他の事情を考慮して認定する。

(特別な場合における料金の算定)

第25条 月の中途において水道の使用を開始し、若しくは中止し、又は給水停止を受けたときの料金は、1月とみなして算定する。

2 月の中途でメーターの口径に変更があった場合は、その使用日数の多い方によって算定し、使用日数が等しいときは、新しい口径の料金による。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第26条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、市長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、市長が、その必要がないと認めたときは、この限りではない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、清算する。

(料金の徴収方法)

第27条 料金は、納入通知書、口座振替又は集金の方法により隔月ごとに徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(手数料)

第28条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際徴収する。ただし、市長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。

(1) 第6条第1項の指定をするとき。

1件につき 1万円

(2) 第6条第1項の指定の更新を受けようとするとき。

1件につき 1万円

(3) 工事検査をするとき。

1件につき 5,500円

2 前項の手数料は、特別の理由がない限り還付しない。

(一部改正〔令和元年条例13号〕)

(給水申込納付金)

第29条 給水装置を新設又は改造（メーターの口径を増径する場合に限る。以下本条において同じ。）しようとする者（第26条第1項に規定する者を除く。）及び第15条第2項の規定により受水槽に接続する装置に市のメーターを設置する場合にあっては、市長に給水申込納付金（以下「納付金」という。）を納付しなければならない。この場合において、改造しようとする者の納付金は、新口径に係る納付金の額と旧口径に係る納付金の額の差額とする。

2 給水装置の所有者が、当該給水装置を撤去し、新たに給水装置を設置する場合の納付金の額は、撤去する給水装置に係る納付金の額と新設する給水装置に係る納付金の額との差額とする。

3 納付金は、別表第2に掲げる額とする。ただし、給水開始の公告後1年以内に給水装置を新設しようとする者であって、給水装置の新設の申込みをした年の1月1日現在において、市内に住所、事務所又は事業所を有するもの（自己の居住又は業務の用に供するため給水装置を新設する者に限る。）については、別表第3に掲げる額とする。

4 納付金は、給水装置工事の申込みの際徴収する。

5 既納の納付金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（一部改正〔平成24年条例36号〕）

（料金等の軽減又は免除）

第30条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、納付金及びその他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 管理

（給水装置の検査等）

第31条 市長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置（受水槽に接続する装置を含む。）を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第32条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(給水の停止)

第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の利用者が、第9条の工事費、第19条第2項の修繕費、第22条の料金又は第28条の手数料を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道の利用者が、正当な理由がなくて、第23条の使用水量の計量又は第31条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が、90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がいなるとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(罰則)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第15条のメーターの設置、第23条の使用水量の計量、第31条の検査又は第33条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第19条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第22条の料金又は第28条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

第36条 詐欺その他不正の行為によって第22条の料金又は第28条の手数料の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第6章 補則

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(白井町水道事業給水条例の廃止)

2 白井町水道事業給水条例（昭和61年条例第19号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例施行の際、旧条例によってなされた承認、検査その他の処分又は申し込み、届出その他の手続は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成10年条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の白井町水道事業給水条例の規定は、平成11年4月1日以後の使用に係る料金から適用する。
- 3 この条例の施行日（以下「施行日」という。）前最後のメーターの点検日から施行日以後最初のメーターの点検日までの間における料金は、施行日前の使用日数及び施行日以後の使用日数に応じて、日割りによりそれぞれ算定する。

附 則（平成12年条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年条例第37号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年条例第19号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の白井市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用

し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

- 3 施行日前最後のメーターの点検日から施行日以後最初のメーターの点検日までの間における水道料金は、施行日前の使用日数及び施行日以後の使用日数に応じて、日割りによりそれぞれ算定する。
- 4 改正後の条例別表第2の規定は、施行日以後の給水装置の新設又は改造（メーターの口径を増径する場合に限る。以下同じ。）の申込みに係る給水申込納付金について適用し、施行日前の給水装置の新設又は改造の申込みに係る給水申込納付金については、なお従前の例による。
- 5 改正後の条例別表第3の規定は、施行日以後の給水装置の新設の申込みに係る給水申込納付金について適用し、施行日前の給水装置の新設の申込みに係る給水申込納付金については、なお従前の例による。

附 則（平成24年条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第20条の3の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第29号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（白井市水道事業給水条例の一部改正の経過措置の特例）
- 5 第4条の規定による改正後の白井市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下

この項において同じ。) から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。) については、なお従前の例による。

6 前項の月数は、暦に従って計算し、1箇月に満たない端数が生じたときは、これを1箇月とする。

7 改正後の条例別表第2の規定は、施行日以後の給水装置の新設又は改造(メーターの口径を増径する場合に限る。以下同じ。)の申込みに係る給水申込納付金について適用し、施行日前の給水装置の新設又は改造の申込みに係る給水申込納付金については、なお従前の例による。

8 改正後の条例別表第3の規定は、施行日以後の給水装置の新設の申込みに係る給水申込納付金について適用し、施行日前の給水装置の新設の申込みに係る給水申込納付金については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年条例第2号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(白井市水道事業給水条例の一部改正の経過措置の特例)

5 第6条の規定による改正後の白井市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前に料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に

係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

- 6 前項の月数は、暦に従って計算し、1箇月に満たない端数が生じたときは、これを1箇月とする。
- 7 改正後の条例別表第2の規定は、施行日以後の給水装置の新設又は改造(メーターの口径を増径する場合に限る。以下同じ。)の申込みに係る給水申込納付金について適用し、施行日前の給水装置の新設又は改造の申込みに係る給水申込納付金については、なお従前の例による。
- 8 改正後の条例別表第3の規定は、施行日以後の給水装置の新設の申込みに係る給水申込納付金について適用し、施行日前の給水装置の新設の申込みに係る給水申込納付金については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年条例第13号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第28条の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1 (第22条関係)

(一部改正〔平成25年条例29号・31年2号〕)

| 区分 | 基本料金 | | 従量料金 | |
|--------------------|----------|------|---------------------|----------------|
| | メーターの口径 | 金額 | 使用水量 | 金額(1立方メートル当たり) |
| 専用及び 共用給水 装置 | 13ミリメートル | 715円 | 1立方メートルから10立方メートルまで | 99円 |
| | 20ミリメートル | 979円 | 10立方メートルを超え20立方メートル | 165円 |

| | | | | |
|-------------|----------------|-------------------------|-----|------|
| | | | ルまで | |
| 25ミリメートル | 1,749円 | 20立方メートルを超え40立方メートルまで | | 264円 |
| 40ミリメートル | 6,985円 | 40立方メートルを超え100立方メートルまで | | 363円 |
| 50ミリメートル | 15,840円 | 100立方メートルを超え500立方メートルまで | | 440円 |
| 75ミリメートル | 36,410円 | 500立方メートルを超え | | 484円 |
| 100ミリメートル以上 | 70,290円 | るもの | | |
| 工事及び臨時用 | 使用水量1立方メートルにつき | | | 484円 |

別表第2（第29条第3項関係）

（一部改正〔平成24年条例36号・25年29号・31年2号〕）

| メーターの口径 | 給水申込納付金 |
|------------|------------|
| 13ミリメートル以下 | 165,000円 |
| 20ミリメートル | 297,000円 |
| 25ミリメートル | 506,000円 |
| 40ミリメートル | 1,540,000円 |
| 50ミリメートル | 2,750,000円 |
| 75ミリメートル | 7,370,000円 |

| | |
|-------------|-----------|
| 100ミリメートル以上 | 市長が別に定める額 |
|-------------|-----------|

別表第3（第29条第3項関係）

（一部改正〔平成24年条例36号・25年29号・31年2号〕）

| メーターの口径 | 給水申込納付金 |
|-------------|------------|
| 13ミリメートル以下 | 82,500円 |
| 20ミリメートル | 148,500円 |
| 25ミリメートル | 253,000円 |
| 40ミリメートル | 770,000円 |
| 50ミリメートル | 1,375,000円 |
| 75ミリメートル | 3,685,000円 |
| 100ミリメートル以上 | 市長が別に定める額 |